り同時に通話をすることができる方法によつて、公判期日の指定その他訴訟の進行に関し必要な事項について打合せを行うことができる。ただし、事件につき予断を生じさせるおそれのある事項にわたることはできない。

［2　略］

（第一回の公判期日・法第二百七十五条）

第百七十九条　被告人に対する第一回の公判期日の召喚状の送達は、法第二百七十一条第一項又は第二百七十一条の二第四項の規定による送達の前には、これをすることができない。

［2・3　略］

（公判期日の変更の請求・法第二百七十六条）

第百七十九条の四　訴訟関係人は、公判期日の変更を必要とする事由が生じたときは、直ちに、裁判所に対し、その事由及びそれが継続する見込みの期間を具体的に明らかにし、かつ、診断書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の資料によりこれを疎明して、期日の変更を請求しなければならない。

2　裁判所は、前項の事由をやむを得ないものと認める場合のほか、同項の請求を却下しなければならない。

（不出頭の場合の資料・法第二百七十八条）

第百八十三条　被告人は、公判期日に召喚を受けた場合において精神又は身体の疾病その他の事由により出頭することができないと思料するときは、直ちにその事由を記載した書面及びその事由を明らかにすべき医師の診断書その他の資料を裁判所に提出しなければならない。

2　前項の規定により医師の診断書を提出すべき場合において被告人が貧困のためこれを得ることができないときは、裁判所は、医師に被告人に対する診断書の作成を嘱託することができる。

3　前二項の診断書には、病名及び病状のほか、その精神又は身体の病状において、公判期日に出頭することができるかどうか、自ら又は弁護人と協力して適当に防御権を行使することができるかどうか及び出頭し又は審理を受けることにより生命又は健康状態に著しい危険を招くかどうかの点に関する医師の具体的な意見が記載され、又は記録されていなければならない。

（不当な診断書・法第二百七十八条）

第百八十五条　裁判所は、医師が第百八十三条の規定による診断書を作成するについて、故意に、虚偽の記載若しくは記録をし、同条に定める方式に違反し、内容を不明瞭なものとし、その他相当でない行為をしたものと認めるときは、厚生労働大臣若しくは医師をもつて組織する団体がその医師に対し適当と認める処置をとることができるようにするためにその旨をこれらの者に通知し、又は法令によつて認められている他の適当な処置をとることができる。

（勾留に関する処分をすべき裁判官・法第二百八十条）

第百八十七条　公訴の提起があつた後第一回の公判期日までの勾留に関する処分は、公訴の提起を受けた裁判所の裁判官がこれをしなければならない。ただし、事件の審判に関与すべき裁判官は、その処分をすることができない。

2　前項の規定によるときは同項の処分をすることができない場合には、同項の裁判官は、同一の地に在る地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官にその処分を請求しなければならない。ただし、急速を要する場合又は同一の地にその処分を請求すべき他の裁判所の裁判官がない場合には、同項ただし書の規定にかかわらず、自らその処分をすることを妨げない。

［2　同上］

（第一回の公判期日・法第二百七十五条）

第百七十九条　被告人に対する第一回の公判期日の召喚状の送達は、起訴状の謄本又は起訴状抄本等の被告人に対する送達の前には、これをすることができない。

［2・3　同上］

（公判期日の変更の請求・法第二百七十六条）

第百七十九条の四　訴訟関係人は、公判期日の変更を必要とする事由が生じたときは、直ちに、裁判所に対し、その事由及びそれが継続する見込の期間を具体的に明らかにし、且つ、診断書その他の資料によりこれを疎明して、期日の変更を請求しなければならない。

2　裁判所は、前項の事由をやむを得ないものと認める場合の外、同項の請求を却下しなければならない。

（不出頭の場合の資料・法第二百七十八条）

第百八十三条　被告人は、公判期日に召喚を受けた場合において精神又は身体の疾病その他の事由により出頭することができないと思料するときは、直ちにその事由を記載した書面及びその事由を明らかにすべき医師の診断書その他の資料を裁判所に差し出さなければならない。

2　前項の規定により医師の診断書を差し出すべき場合において被告人が貧困のためこれを得ることができないときは、裁判所は、医師に被告人に対する診断書の作成を嘱託することができる。

3　前二項の診断書には、病名及び病状の外、その精神又は身体の病状において、公判期日に出頭することができるかどうか、自ら又は弁護人と協力して適当に防禦権を行使することができるかどうか及び出頭し又は審理を受けることにより生命又は健康状態に著しい危険を招くかどうかの点に関する医師の具体的な意見が記載されていなければならない。

（不当な診断書・法第二百七十八条）

第百八十五条　裁判所は、医師が第百八十三条の規定による診断書を作成するについて、故意に、虚偽の記載をし、同条に定める方式に違反し、又は内容を不明りようなものとしその他相当でない行為があつたものと認めるときは、厚生労働大臣若しくは医師をもつて組織する団体がその医師に対し適当と認める処置をとることができるようにするためにその旨をこれらの者に通知し、又は法令によつて認められている他の適当な処置をとることができる。

（勾留に関する処分をすべき裁判官・法第二百八十条）

第百八十七条　公訴の提起があつた後第一回の公判期日までの勾留に関する処分は、公訴の提起を受けた裁判所の裁判官がこれをしなければならない。但し、事件の審判に関与すべき裁判官は、その処分をすることができない。

2　前項の規定によるときは同項の処分をすることができない場合には、同項の裁判官は、同一の地に在る地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官にその処分を請求しなければならない。但し、急速を要する場合又は同一の地にその処分を請求すべき他の裁判所の裁判官がない場合には、同項但書の規定にかかわらず、自らその処分をすることを妨げない。